

農業参入の促進について

令和8年8月

農林水産省経営局経営政策課

1. 我が国の担い手・農地の状況

担い手の状況

- すう勢ベースでは、**農業経営体は大きく減少**する見込み。経営体の種別では、準主業＋副業、主業（個人）の順に減少する一方で、**法人等団体は増加**。
- 経営耕地面積に着目すると、これまで、10ha未満層が減少している一方で、10ha以上層は大きく増加。**離農した経営体の農地を引き受けることによって経営体の大規模化が進展**している。
- 農業生産を維持するためには、**新規就農・新規参入**に加えて、**担い手の育成・規模拡大**が必要。

○ 農業経営体の構成の見通し (2020年→2030年)

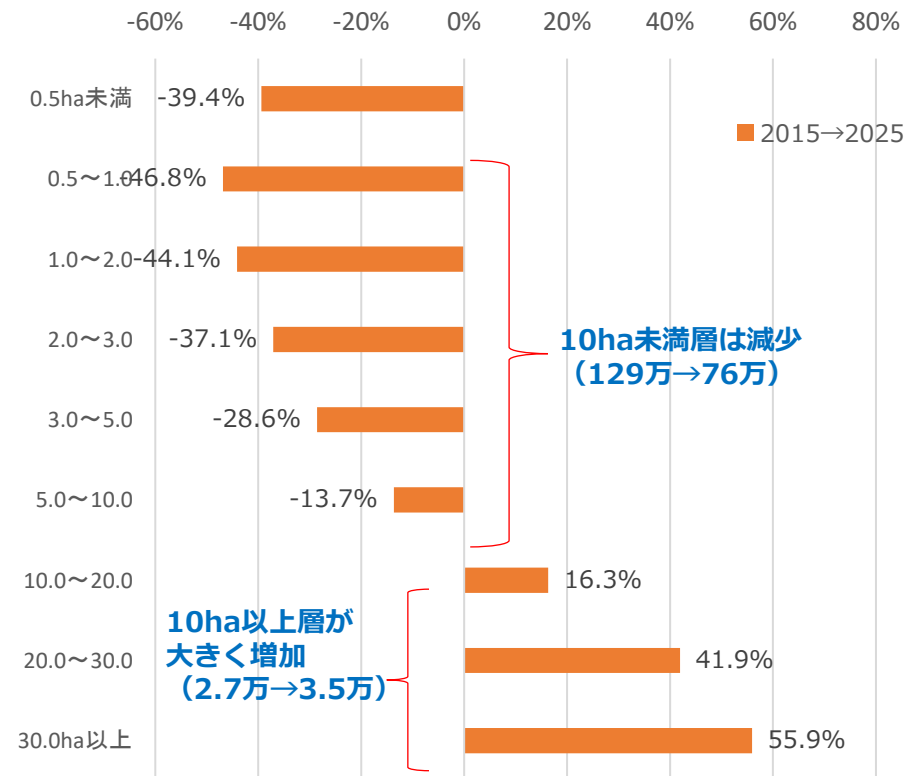
	2020年	2025年	2030年 (すう勢)
総経営体数	108万	84万	54万
うち			
法人等団体	4万	4万	5万
主業経営体	23万	19万	11万
準主業・副業的経営体	81万	61万	38万

経営規模の拡大がない場合、2020年と比べて
約3割の農地が利用されなくなるおそれ
(主な耕種農業での試算)

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

出典：農林水産省「農林業センサス」及び各種面積統計を基にした農林水産省試算

○ 経営耕地規模別の経営体数の変化率（都府県） (2015年→2025年)



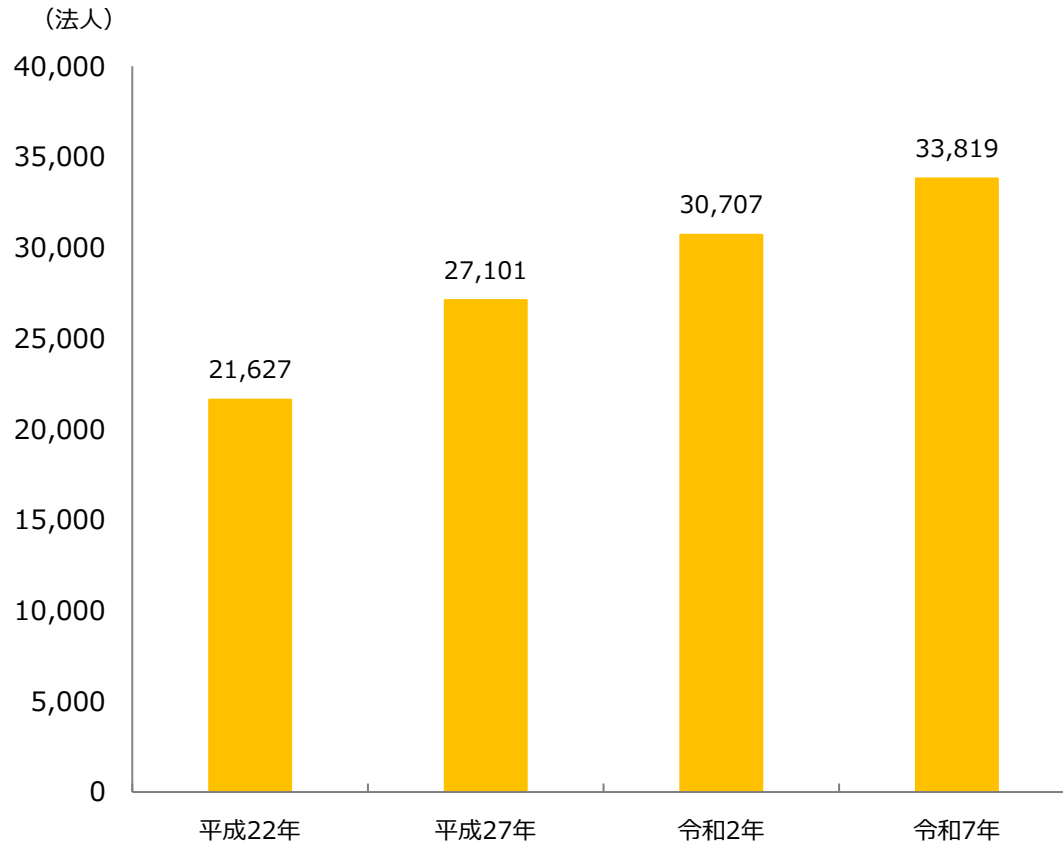
**離農した経営体の農地を引き受けることによって
経営体の大規模化が進展**

出典：農林水産省「農林業センサス」をもとに農林水産省にて集計

法人経営体の動向

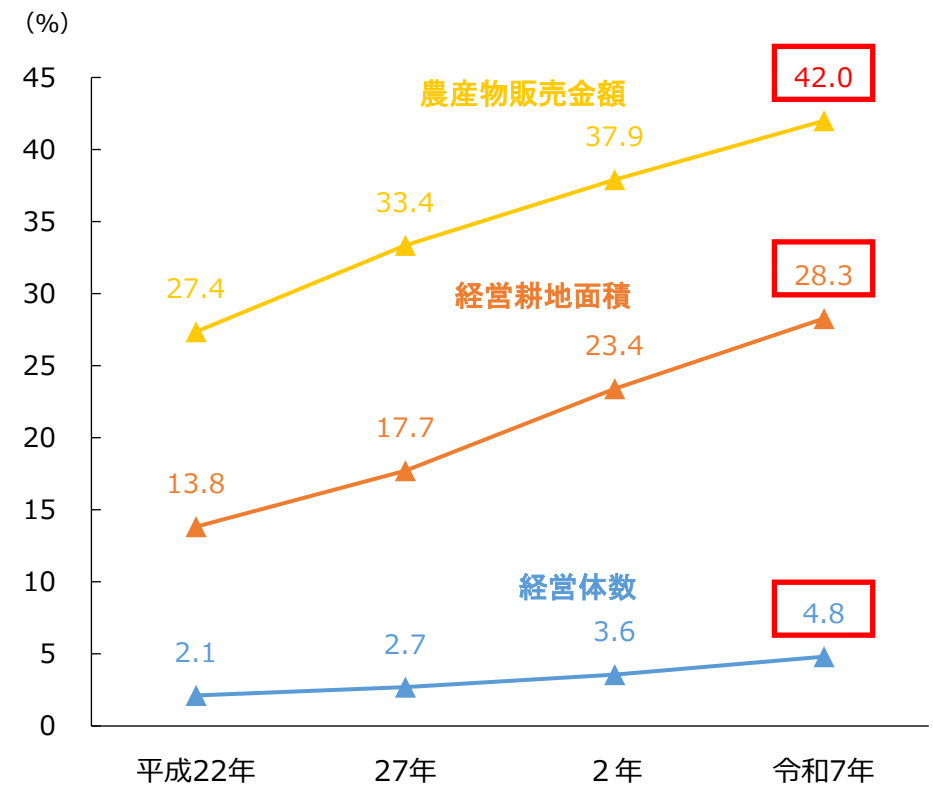
- **法人その他団体経営体**は、年々拡大し、**販売金額の約4割**、**経営耕地面積の約3割**を担う。
- 法人等の担い手が**離農農地の受皿**として**経営規模を拡大**し、**地域の農業生産や農地維持に貢献**。

法人経営体の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和7年)

農業生産に占める団体経営体（法人・その他）のシェア



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に農林水産省試算。

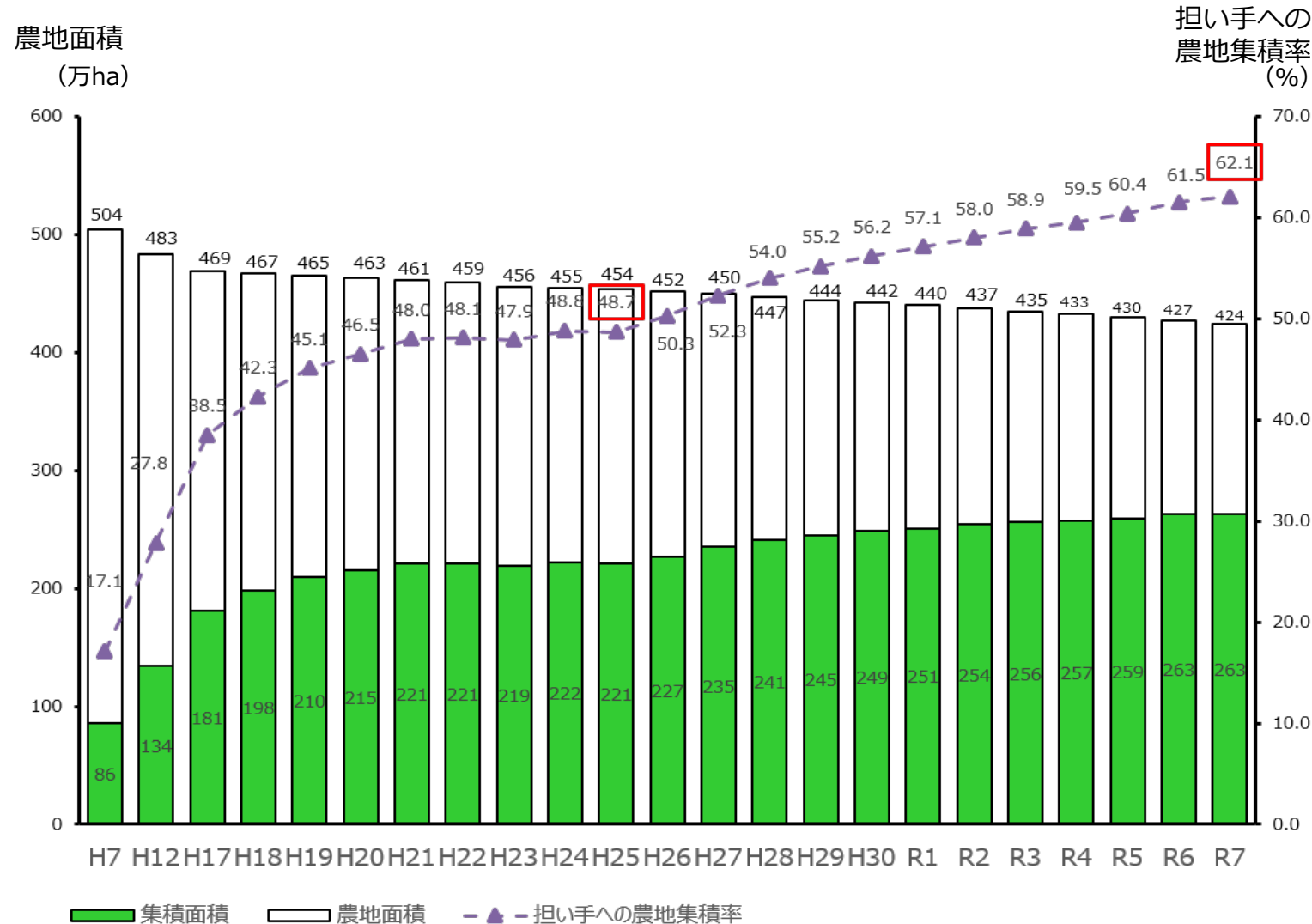
注1：平成22年の農産物販売金額及び経営耕地面積は、組替集計値を使用。

注2：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

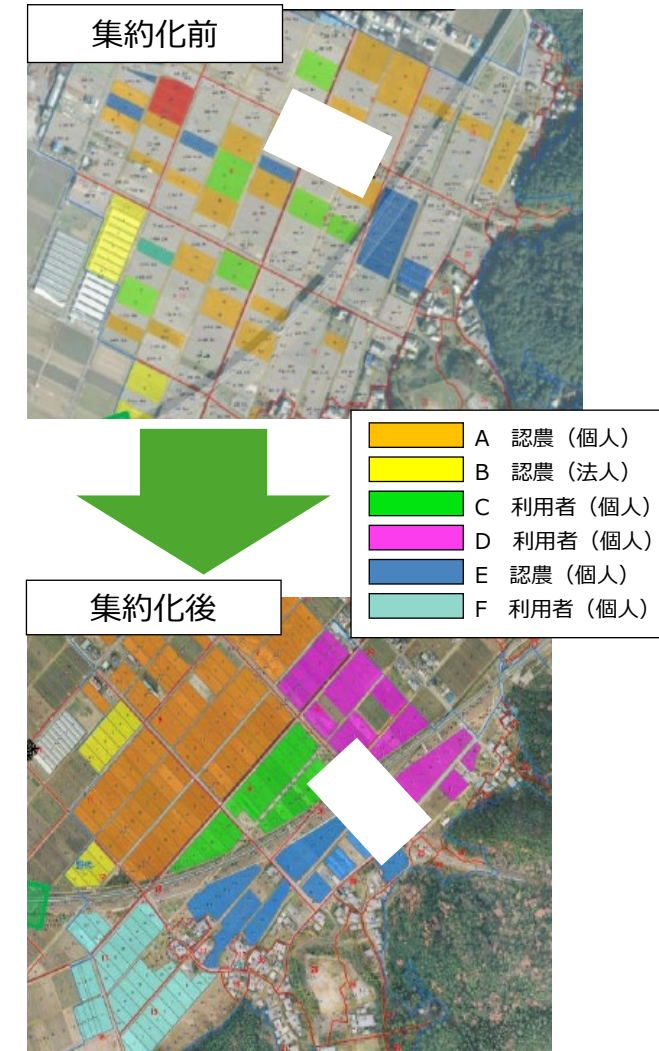
農地の状況

○ これまで、担い手への農地の集積を推進してきた結果、**農地集積率は6割まで進展**。今後、農業者が急速に減少する中で、農地の効率的な利用を確保し、生産性の向上を図るためには、農地の集積にとどまらず、**農地の集約化**が必要。

○ 担い手への農地集積の推移



○ 農地の集約化による生産性向上の例



✓ 農地を集約化し、生産性を向上

- 農業者が急速に減少する中で

「地域農業を維持する人の確保」が最大の課題



- こうした課題の解決に向けて、
 - ① 既存経営体の**規模拡大・他地域への参入**
 - ② **新規就農**
 - ③ **新規参入（企業）**
- 今後の地域農業の設計図である**地域計画**に基づき、農地の集約化と併せてこれらの取組を**一体的に推進**

2. 農業参入の状況

法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用
するための営農計画を持っている
こと

2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、有機農
業の取組が行われている地域で
化学的に合成された肥料及び農
薬を使用するなどの行為をしない
こと

※ 個人の場合は、上記1・2に
加えて、必要な農作業に常時
従事することが必要

農地を
所有したい

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
[売上高の過半]
3. 議決権 農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること
（会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類
株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）
4. 役員
 - ・ 役員の過半が法人が行う農業に常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

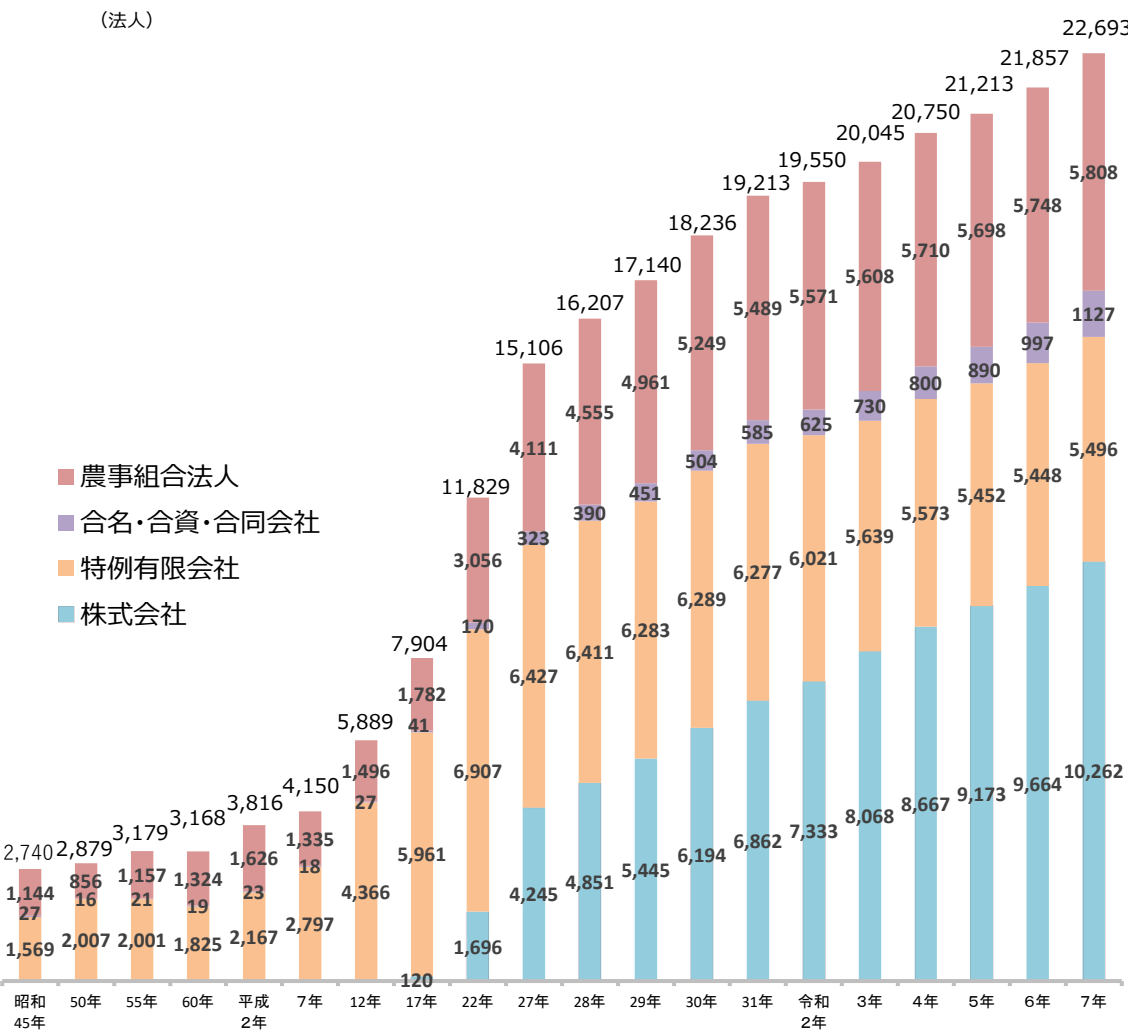
一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上**耕作の事業**に常時従事すること
耕作の事業の内容：農作業に限らず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

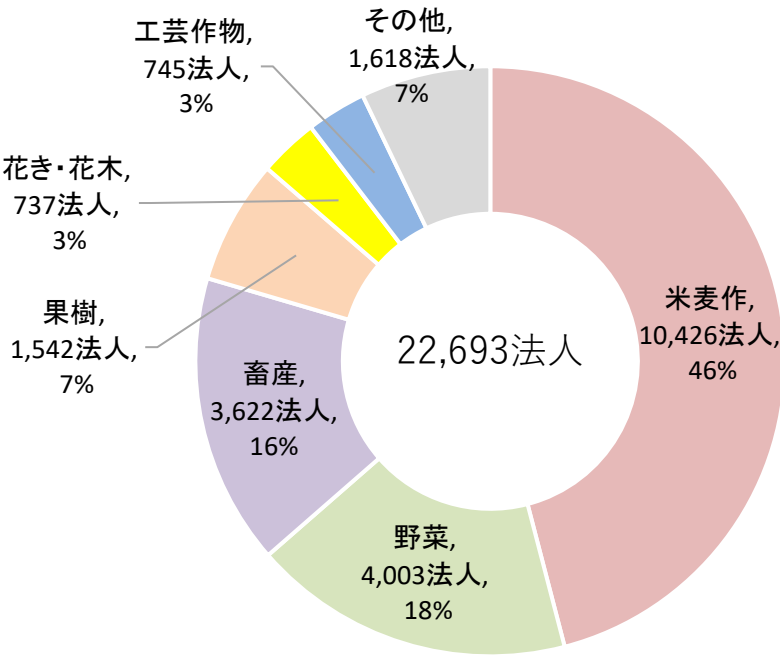
農地所有適格法人の農業参入の動向

農地所有適格法人数の推移



注：「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

営農類型別の農地所有適格法人数



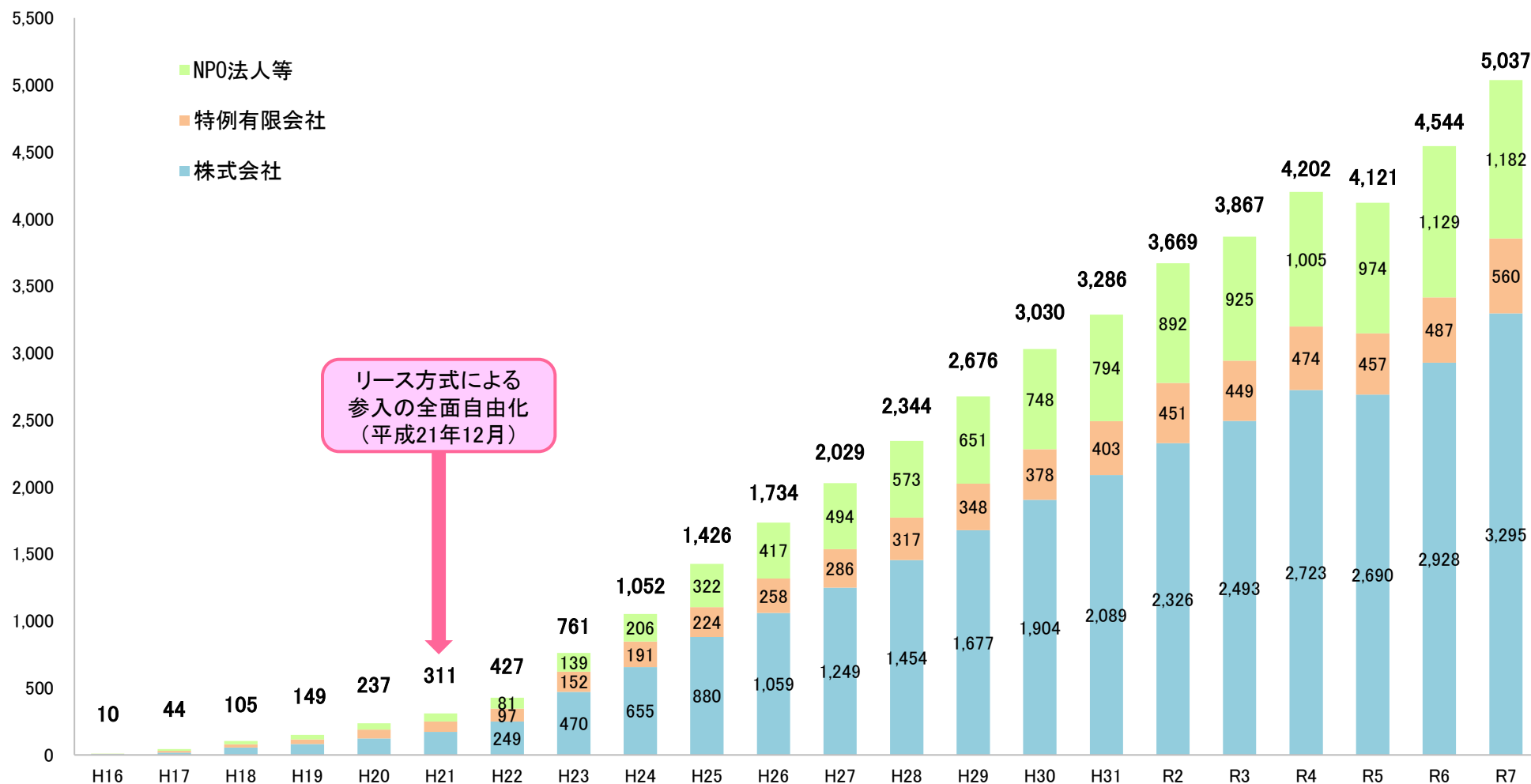
適格法人の総経営面積及び平均面積

適格法人の 経営面積の合計	726,795ha
1 法人当たりの 平均面積	32.0ha

注：経営面積及び平均面積には所有のほか、貸借によるものも含む。

リース法人の農業参入の動向①

リース法人数の推移



資料：農林水産省経営局調べ（令和7年1月1日時点）

注1：「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

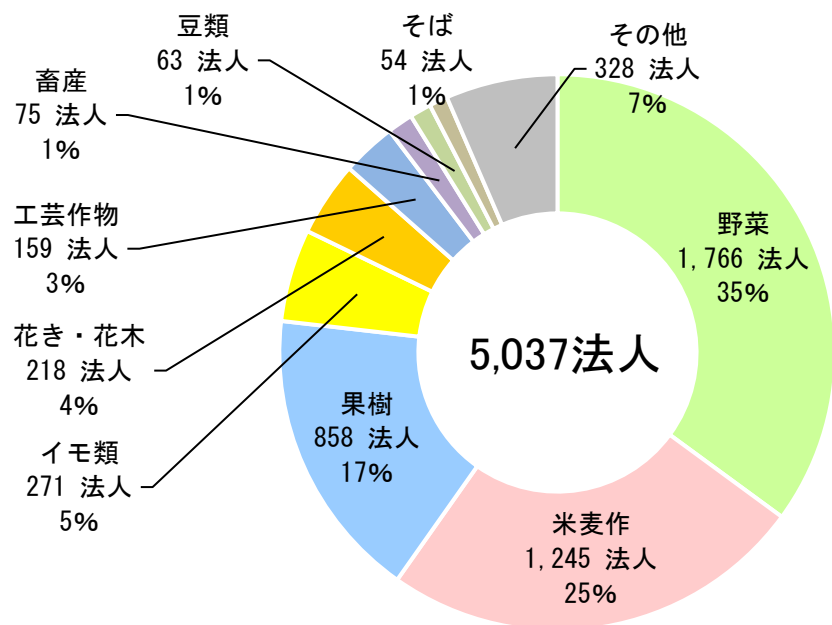
注2：平成15年に構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で農業生産法人（当時の名称）以外の法人のリースによる参入を可能とし、平成17年に全国展開。

注3：令和5年調査から集計方法を変更したことに伴い、実績を精査。

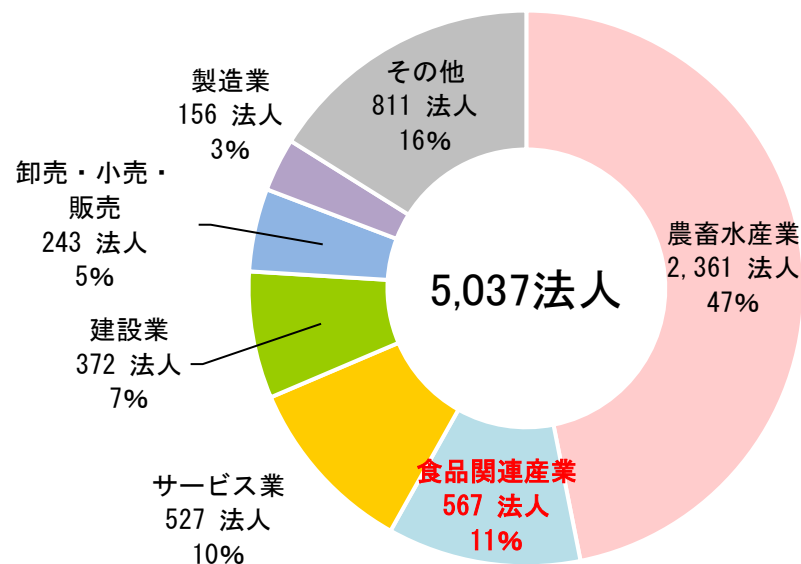
注4：法人数は延べ数（複数市町村で貸借している場合は、市町村ごとに計上）。

リース法人の農業参入の動向②

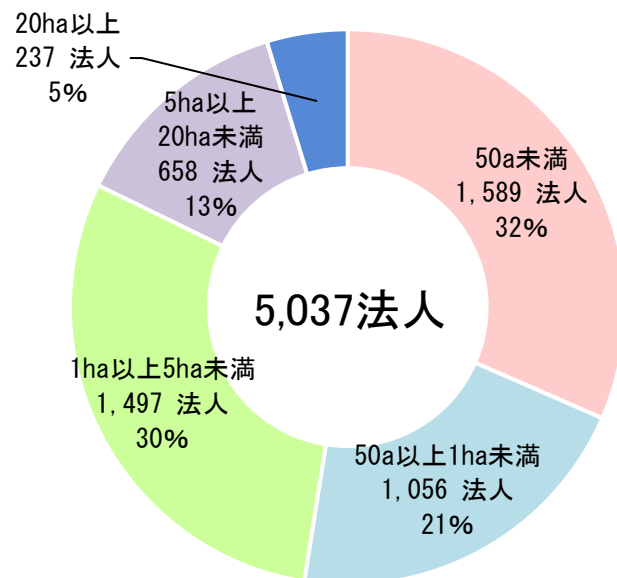
営農類型別のリース法人数



業種別のリース法人数



借入農地面積規模別のリース法人数



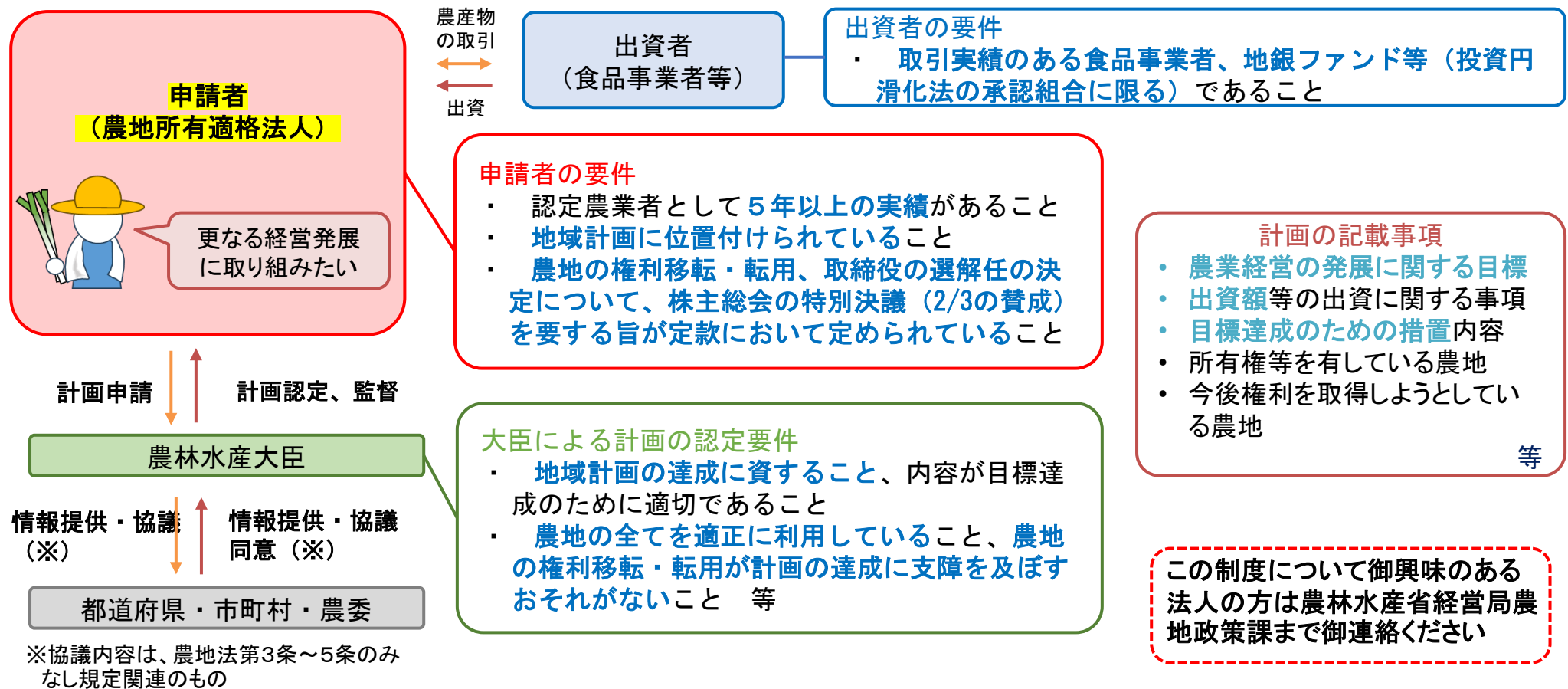
リース法人の総借入面積及び平均面積

リース法人の 借入面積の合計	20,627ha
1法人当たりの 平均面積	4.1ha

資料：農林水産省経営局調べ(令和7年1月1日時点)

農業経営発展計画制度について

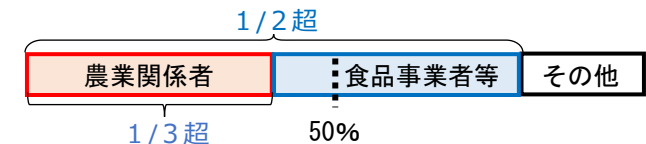
- 農地所有適格法人が、**出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）**について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、**議決権要件**の特例を措置。



特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

- ① 農業関係者が1/3超の議決権を有していること、かつ、
- ② 農業関係者＋食品事業者等が1/2超の議決権を有していること を要件とする。

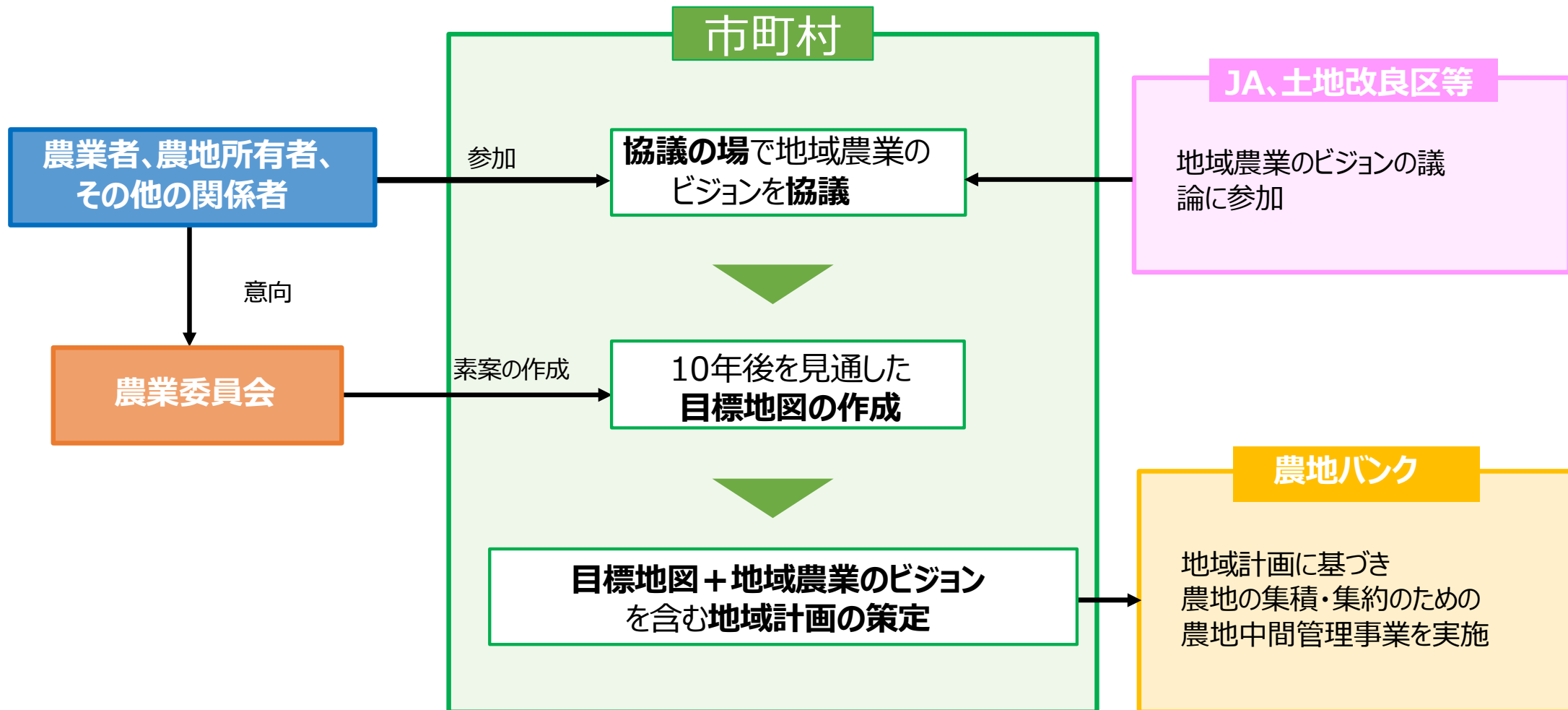


3. 地域計画

地域計画の概要

- 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、**令和7年3月末までに地域計画を策定**。
- **地域計画の目的**は、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における**10年後の農地利用の明確化（目標地図）**を通じた、①**将来にわたる適正な農地利用の確保**、②**農地の集約化の推進による生産性向上**。

○ 地域計画策定の流れ



地域計画の策定状況

- 令和7年4月末時点の地域計画の策定数は、全国1,615市町村、18,894地区。地域計画区域内の農用地等面積は422万haと農地のほとんどをカバー。
- しかし、このうち**将来の受け手が位置付けられていない農地面積は134万haと約3割**にのぼるほか、目標地図を類型別に分類すると、「**将来の受け手に集約化**」することが**明確化**されているものは、策定数の**約1割**にとどまっている。

項 目	令和7年4月末時点 (確定値)
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 (策定予定数：2.0万地区)
地域計画区域内の農用地等面積※	422万 h a
うち 目標地図に位置付けられた 農業者の10年後の経営面積	288万 h a
うち 将来の受け手が位置付けられ ていない農地面積	134万 h a (31.7%)

※ 地域計画が定められた区域における農用地等の面積。
農地のほか、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

【目標地図の分類結果】

① 将来の受け手に集約化 2,053 (11%)



② 現況地図にほぼ近い 8,536 (45%)



③ 将来の受け手が不足 7,690 (41%)



※ その他、①～③のいずれにも分類されないものが615 (3%)

(参考) 地域外からの参入により集約化が進展したケース

- 地域の話合いにおいて、高齢化による集落営農の継続が危ぶまれていた中で、県が実施していたマッチングイベントを通じて、首都圏の**大規模コメ生産法人**が関心を持ち、**参入**のきっかけができた。
- 地域ぐるみで、**行政と関係者が一体となって法人と話合いを継続し、誘致**に取り組んだことにより、同法人が**当該集落営農組織の全ての農地を継承し、現地法人を立ち上げる**ことで、集積・集約化を図ることができた。

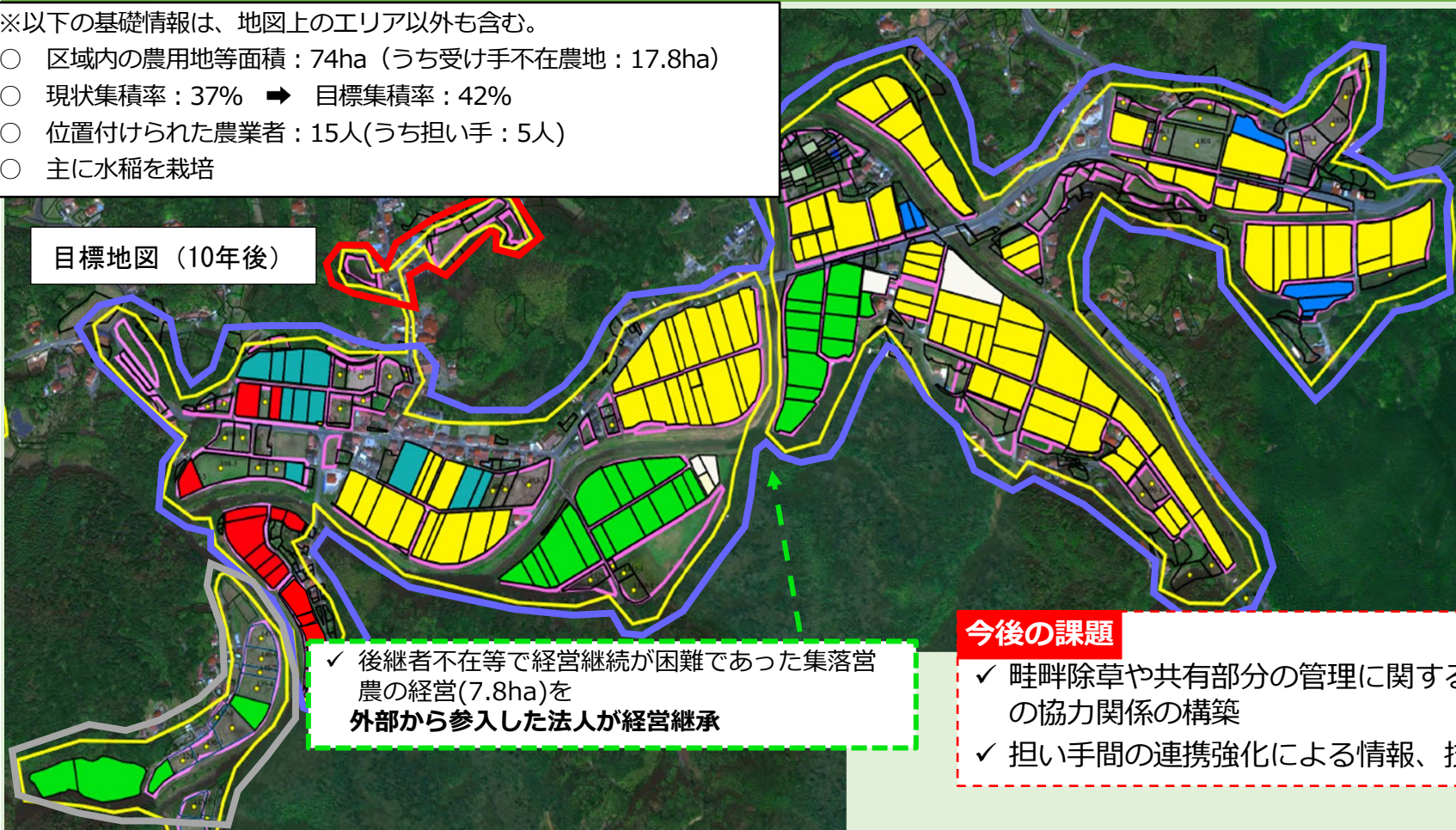
事例

外部からの法人・企業参入により集約化が進展

※以下の基礎情報は、地図上のエリア以外も含む。

- 区域内の農用地等面積：74ha（うち受け手不在農地：17.8ha）
- 現状集積率：37% ➡ 目標集積率：42%
- 位置付けられた農業者：15人（うち担い手：5人）
- 主に水稻を栽培

目標地図（10年後）



- 農業法人
- 集落営農法人
➡ 外部参入法人
- 農業支援サービス
- 1 ha以上農家A
- 1 ha以上農家B
- 1 ha以上農家C

今後の課題

- ✓ 畦畔除草や共有部分の管理に関する担い手と地域住民との協力関係の構築
- ✓ 担い手間の連携強化による情報、技術等の共有化

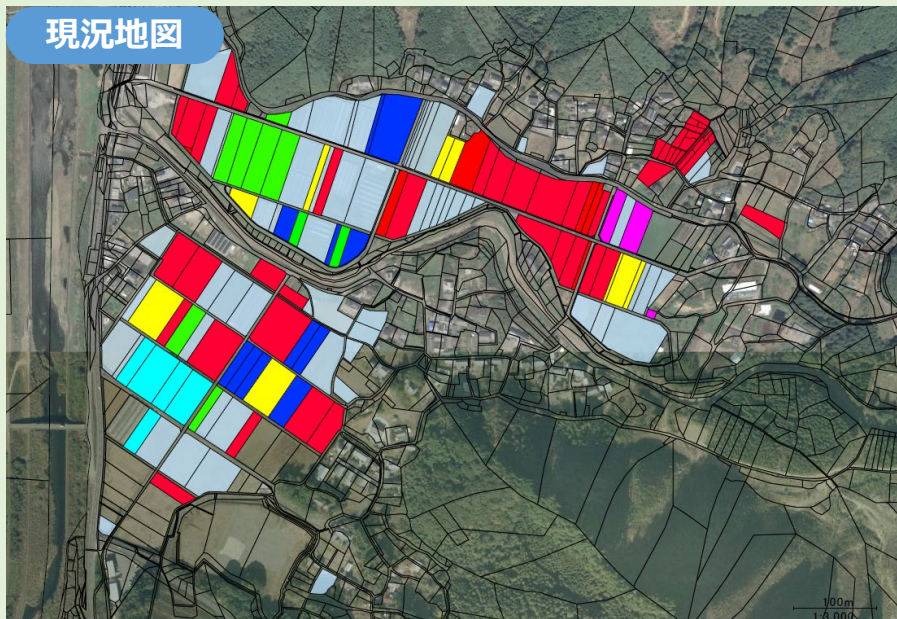
(参考) 他産業からの参入により集約化が進展したケース

- 地区内の**多くの農地を借り受けていた畜産農家の廃業を契機に、地域の農業者が耕作していくエリアと新規に企業誘致するエリア**を区分けする方針を決定。(企業誘致エリアは廃業した畜産農家の耕作エリアが中心)
- **県が企業参入(果樹)を呼びかけたところ、経営の多角化を目指していた市内の建設業者の誘致が実現**。圃場の一部については、**県の事業で基盤整備**を行い令和8年1月からキウイの定植を開始し、次年度以降、国の事業を活用し規模拡大していく予定。

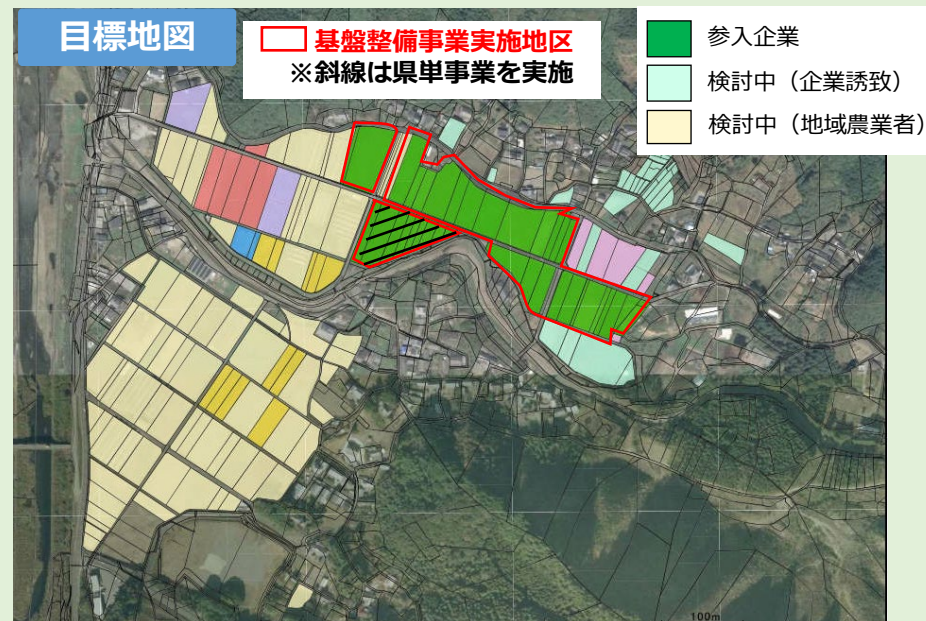
事例

他産業からの参入による集約化

現況地図



目標地図



今後の課題

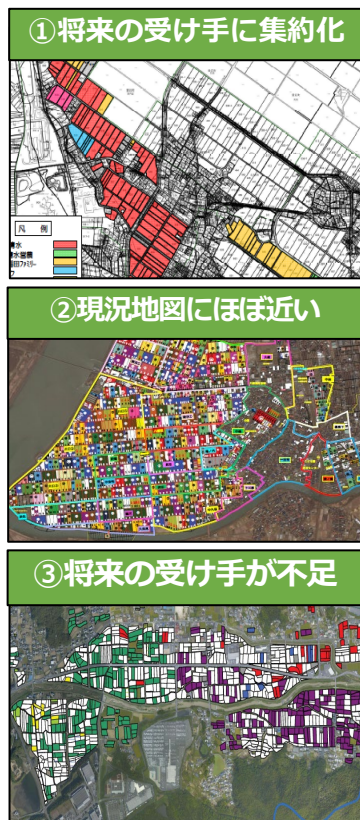
- ✓ 目標地図において「検討中」としている農地が多いことから、地域内での受け手探しを基本としつつ、引き続き企業を含めた地域外からの受け手の誘致を図るため、**地域住民との話し合いが必要**。
- ✓ 受け手の誘致を図るためには、水稻以外の作物が導入できるよう、**農地の汎用化や、大区画化のための農地交換・畦畔撤去が必要**。

- 区域内の農用地等面積：18ha (うち受け手不在農地：12ha)
- 現状集積率：13% ➡ 目標集積率：27%
- 位置付けられた農業者：6人(うち担い手：2人)
- 主に水稻、二毛を栽培

地域計画のブラッシュアップの必要性

- 類型①「将来の受け手に集約化」は1割にとどまり、残りの9割については、ブラッシュアップが必要
- 地域計画は一度作って終わりではなく、継続的に見直すもの

地域計画のブラッシュアップを全国的に展開する必要



- 地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕
- 地域の実情に応じて、必要な見直し
(地域計画の広域化等)

- **地域計画のブラッシュアップ**
〔担い手への農地の集約
受け手不在農地の解消 ↔ 担い手の育成・確保〕
- 地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕

地域計画のブラッシュアップの具体的な取組

基本となる取組

- 推進体制の整備

例：市町村が中心となって、関係機関・団体と一体となった推進体制を整備

- 地域農業の将来の在り方の再確認

例：幅広い関係者と農地利用の在り方を含めた地域農業の将来像を再度共有

- 出し手・受け手の意向把握

例：農業委員会による受け手不在農地の出し手（本人・家族）の意向把握
所有者・共有者不明農地の活用検討

- 継続的な協議の実施

例：市町村による協議の開催（必要に応じて複数回）
市町村や農業委員会による話合いに未参加の関係者や地域外の担い手への参加の呼びかけ

- 新規就農者誘致に向けた取組

例：市町村や農業委員会による新規就農者誘致エリアの設定
農地バンクやJAによるトレーニングファームの設置

- 担い手の受入に向けた取組

例：担い手の誘致エリアの設定

- 産地づくりに向けた取組

例：市町村やJA、都道府県による作物や栽培手法（有機農業等）に応じたエリアの設定
農地バンクや土地改良区による基盤整備事業への取組、農地交換に係る話合いの実施

地域の実情に
応じた取組

これらの取組を通じて
担い手への農地の集約、
受け手不在農地の解消等



目標地図に反映
(地域計画のブラッシュアップ)

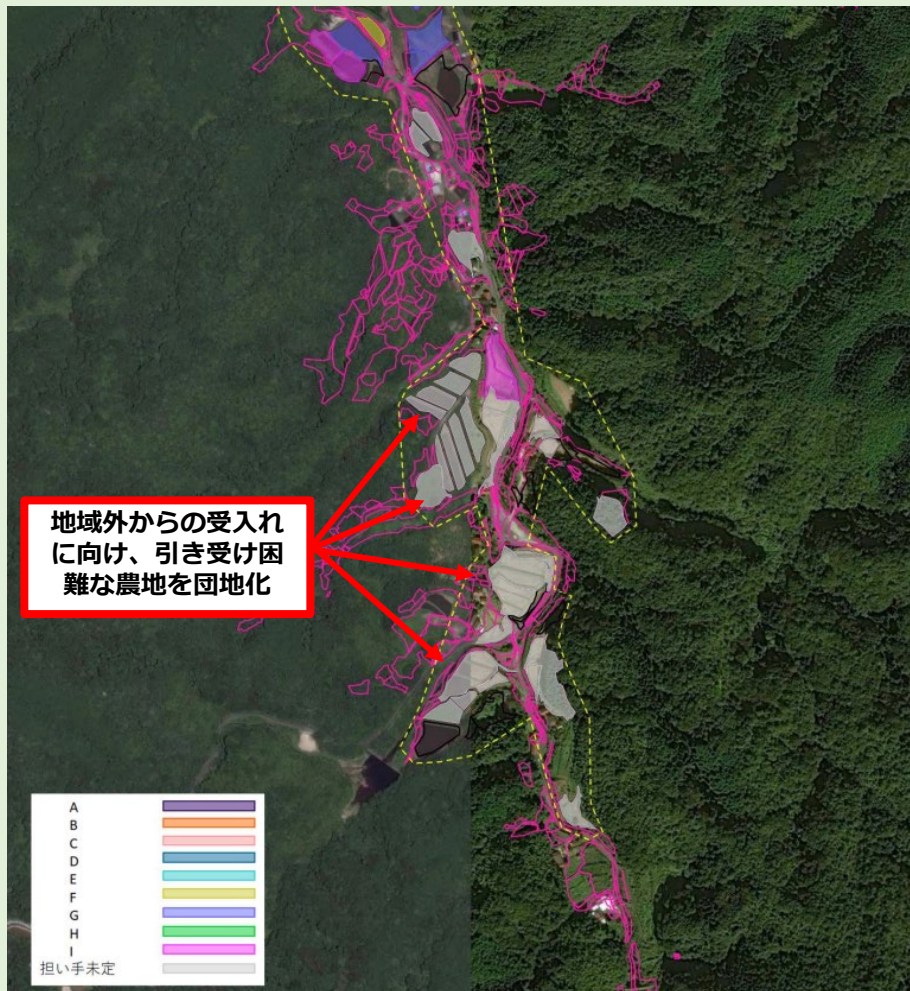


目標地図に即し、
農地バンクを通じて
権利設定・集約化

(参考) 地域計画のブラッシュアップのイメージ (受け手不在農地の団地化・担い手誘致の場合)

- 中山間地域に小規模な未整備農地が多く存在する当地区は、農業者の高齢化に伴い農地の維持管理が課題。
- 担い手が引き受け可能な農地は担い手に集積しつつ、引き受けが困難な農地については、地域外の担い手と連携し、栽培の手間が軽減できる作物による粗放的利用を視野に、地域計画をブラッシュアップ。

【ブラッシュアップ後のイメージ】



- 区域内の農用地等面積：67ha
(うち受け手不在農地：57ha)
- 位置付けられた農業者：9人(うち担い手:3人)

【地域農業の目指す姿】

水稻・飼料作物・畜産をベースとしつつ、水田利用が困難な農地は、地域外の担い手と連携し、飼料作物による粗放的利用

【ブラッシュアップの内容】

- 出し手・受け手本人に加え、後継者や配偶者の意向を把握
- 話合いに未参加の関係者への呼びかけ
- 地域農業の将来の在り方の再確認
- **受け手が引受け困難な農地の明確化**
- **地域外からの受入に向けた団地化の調整**
- **地域外の担い手と地域との調整**
- **栽培方法の実証等**

4. 食料システム法計画認定制度

(食品産業の持続的な発展に資する事業活動の促進)





● 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定

① 食品等事業者による事業活動の促進（R7.10～）

（１）食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成

- ① 安定取引関係確立事業活動
（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動
（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

（２）地方公共団体、一般社団法人等、（１）の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成

（３）**農林水産大臣が認定**した場合、**支援措置**を実施

- ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
- ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用
- ③ 中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例 等

② 食品等の取引の適正化（R8.4～）

（１）農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施

※ 取引実態調査はR7.10～

（２）飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力

（３）農林水産大臣が、事業者の行動規範（判断基準）を策定

（４）農林水産大臣は、次の措置を実施

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施
（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施）
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知

（５）農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定



食品産業に対する総合的な認定制度

卸売市場法の一部改正

中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表

食料システム法計画認定制度の認定対象となる事業活動

- 食品等事業者（**食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等**）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組に関する計画を申請。農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定事業者は**金融・税制等上の総合的な支援・特例措置**を受けることが可能

認定基準

- ✓ 農林水産大臣の定める**基本方針に照らし適切なものであること**
- ✓ 事業活動が**確実に実施されると見込まれるものであること**
- ✓ 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること 等

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携強化）

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入 など

環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など



食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備 など



01~04に関連する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）についても、認定を受けることが可能（研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可）

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編） など

食品等の持続的な供給を実現するための 食品等事業者による事業活動の促進（計画認定制度）に関する基本方針 概要

第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項

1 意義及び目標

- 【意義】 ① **安定取引関係確立事業活動** 食品等事業者による原材料の安定調達
② **流通合理化事業活動** 食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上
③ **環境負荷低減事業活動** サプライチェーン全体における環境への負荷の低減
④ **消費者選択支援事業活動** 食品等の背景事情に係る消費者理解の増進

【目標】 事業活動の取組数 2030年までに1,000件 → 「農業・食料関連産業の国内生産額」 2030年までに150兆円

2 実施に関する基本的な事項（安定取引関係確立事業活動等を実施する食品事業者が重点的に取り組むべき事項）

安定取引関係確立事業活動に特に関連

① 農林漁業との連携の強化

- ・ 契約による農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- ・ 食品等事業者による農林漁業者に対する人的支援及び物的支援
- ・ 安定的な取引関係の強化や協業を進めるための地域の農林漁業者への出資
- ・ 食品等事業者自らの農林漁業への参入

流通合理化事業活動に特に関連

② 流通の効率化

- ・ 物流の効率化、モーダルシフトの推進 等

③ 新たな需要の開拓と付加価値の向上

- ・ 品質及び衛生管理の高度化 等

環境負荷低減事業活動に特に関連

④ 環境負荷の低減

- ・ 温室効果ガス、食品ロスの削減 等

消費者選択支援事業活動に特に関連

⑤ 消費者理解の増進

- ・ サステナビリティ情報・食品等のコスト構造の見える化

安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動、消費者選択支援事業活動に関連

⑥ 省力化投資の促進

- ・ 省力化設備・システムの導入 等

⑧ フードテックビジネスの推進

- ・ 日本の強みを活かしたフードテックビジネスの展開 等

⑩ 円滑な事業承継の促進

- ・ 地域の特色ある食品等事業者の円滑な事業承継 等

⑦ サプライチェーン全体での標準化・デジタル化

- ・ 商品情報の標準化など個社を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進 等

⑨ 技術開発・先端的な技術の活用

- ・ 機械やITなど関連事業分野との協業による省力化・サステナビリティ対応技術の開発 等

⑪ 食品産業の事業基盤の強化

- ・ 事業再編を通じた食品産業の事業基盤の強化 等

認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）

- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、**金融・税制を含む以下の幅広い支援・特例措置**を受けることが可能



	項目	主な内容	備考
 金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（ 食品等持続的供給促進資金 ）	・ 設備投資や事業再編を行う際、 <u>運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能</u>	・ 中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による海外展開支援	・ 海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能	・ 流通合理化事業活動のみ対象
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	・ 民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能	・ 連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	・ 指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能	・ 大企業も対象 ・ 産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	・ 資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能	・ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
 税制特例	中小企業経営強化税制	・ 設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能	・ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル投資促進税制	・ 脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、3～10%の税額控除又は30%の特別償却を受けることが可能	・ 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有 ・ 環境負荷低減事業活動のみ対象
	事業再編時の登録免許税軽減措置	・ 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能	・ 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
 その他	農研機構による設備等の供用等	・ 技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能	・ 連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	・ 事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能	・ 産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	計画認定マーク	・ 認定された事業活動計画の広報活動や認定計画に基づく商品等の販売活動のPRに活用可能	・ 利用規約に従って活用する必要

R7補助・R8当初予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置

計画認定制度の認定が要件化されている事業（※認定見込みも含む）



事業名	事業の概要	対象となる計画の種類
・食品等物流合理化緊急対策事業（R7補正） ・持続可能な食品等流通総合対策事業（R8）	我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給の能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。	流通合理化事業活動
強い農業づくり総合支援交付金 （卸売市場施設の防災・減災対策）（R7補正）	災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、防災・減災対応を行うための施設整備を支援します。	流通合理化事業活動
卸売市場緊急整備事業（R7補正）	産地の出荷体制の高度化・効率化に対応した農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化や、「海外から稼ぐ力」を強化すべく農林水産物・食品の輸出を促進するため、卸売市場の再編集・合理化・高度化のための施設整備を支援します。	流通合理化事業活動
持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち 産地連携支援緊急対策事業（R7補正）	産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定を行う食品製造事業者に対して、 <u>食品製造事業者が産地を支援する取組（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組を支援します。</u>	安定取引関係確立事業活動
・食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業（R7補正） ・食品産業省力化投資促進事業のうち 飲食業労働生産性向上推進事業（R8）	中小の飲食事業者における省力化を図るとともに、労働生産性向上や賃金アップ、社会的責任の遂行等の具体的な取組を示す「飲食業労働生産性向上モデル」を業態別・事業者規模別に形成するために必要となる専門家による伴走支援や、システム・サービス等の導入経費等を支援します。また、広く飲食事業者における労働生産性向上の取組を広めるための横展開を実施します。	流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動
強い農業づくり総合支援交付金 （卸売市場施設等支援タイプ）（R8）	卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。	流通合理化事業活動

食料システム法 計画認定制度の認定状況

- 食料システム法に基づき、令和 7 年10月から、食品等事業者が行う持続的な食料供給に資する取組を認定する計画認定制度が開始。これらの事業活動の取組数が2030年（令和12年）までに1,000件となることを目指す。
- 令和 8 年 6 月末時点で82計画を認定。公庫の長期低利融資等を通じて食品等事業者の取組を支援。

計画認定制度の認定件数(令和8年6月30日時点)

計画の種類	認定件数
安定取引関係確立事業活動	28
流通合理化事業活動	40
環境負荷低減事業活動	9
消費者選択支援事業活動	5
計	82

※特例等の活用状況

公庫の長期低利融資：35件、農研機構の設備供用：1件、中小企業経営強化税制：1件

※認定された事業活動計画の概要

[安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況について：農林水産省](#)

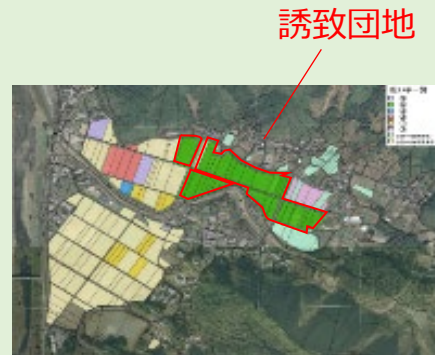
5. 農業参入の支援策

担い手の誘致の取組について

- 農地の受け手が不足している地域においては、外部からの担い手の誘致を行う必要。
- 誘致団地の形成など**受入条件の整備**や、**地域と担い手のマッチング**など、**外部からの担い手の誘致に取り組む地域を支援**。

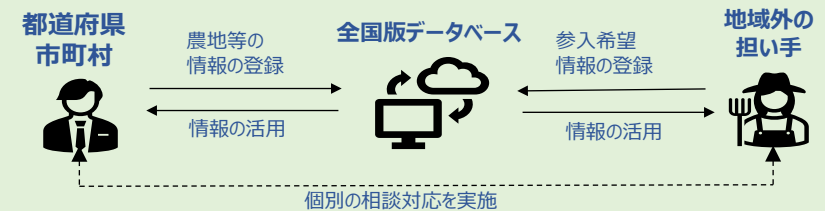
誘致団地の形成

- 誘致団地の形成に向けたモデル的な取組を後押し。
- 誘致団地の形成に際しては、農地の集約化、基盤整備、地域外からの担い手誘致、機械・施設等の導入促進を組み合わせ支援。



全国版データベースの構築、農業参入ポータルサイトの開設

- 外部からの担い手と地域とのマッチングに必要な情報（受け手不在の農地や参入希望法人の情報等）を一元化したデータベースを構築し、都道府県等が活用。



- 国や都道府県等による農業参入に関する支援情報や、農業参入の事例等を発信するポータルサイトを開設。

参入フェアの開催

- 外部からの担い手の誘致を希望する都道府県と農業参入を希望する法人とのマッチング等を行う場を提供（令和8年度は12月に東京・大阪で開催予定）。



都道府県の体制整備

- 都道府県の農業経営・就農支援センターに企業からの参入相談に対応する窓口を設置。個別の課題に応じた相談対応や伴走支援を実施。
- また、全国版データベースも活用しながら、市町村等と連携して、参入希望法人のニーズに応じた具体的なマッチングを推進。

農業参入フェア

- 平成26年度から、農業への参入を希望する企業に対して、
 - ① 企業を誘致したい都道府県等とのマッチングや相談対応
 - ② 先進的な参入事例等の発表
 を行う「農業参入フェア」を開催。
- 令和8年度は、12月に東京・大阪においてフェアを開催するほか、8月と10月にオンライン情報交換会を開催予定。

農業参入フェア2026

東京会場

日時：令和8年12月17日(木)

会場：東京国際フォーラム



大阪会場

日時：令和8年12月8日(火)

会場：大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）



農業参入フェア開催実績

年 度	参加者 注1	開催地
令和3年度	447人	東京、大阪、福岡
4年度	529人	東京、大阪、福岡
5年度	514人	東京、大阪
6年度	515人	東京、大阪
7年度	765人 注2	東京、大阪

注1 参加者には、出展者等を含まない。

注2 令和7年度は、オンライントークセッションの視聴者を含む。（アーカイブ配信の視聴者は含まない。）

オンライン情報交換会

第1回オンライン情報交換会

日時：令和8年8月6日(木)

テーマ：「食品産業に学ぶ参入を具体化するヒント」

第2回オンライン情報交換会

日時：令和8年10月27日(火)

テーマ：「自治体と進める農業参入」

令和7年度オンライン情報交換会開催実績

開催日	テーマ	事例発表
第1回 (8/8)	他の地域・集落等からの参入 (参入側の視点から)	(有)るシオールファーム、(株)和みの杜、(株)なめがたしろはとファーム
第2回 (8/26)	他の地域・集落等からの参入 (受入側の視点から)	島根県江津市、茨城県
第3回 (10/10)	異業種からの参入	Aitosa(株)、(株)プレナス、大和フード&アグリ(株)
第4回 (11/18)	農業分野への出資等を通じた参入	双日(株)、(株)三井住友銀行、(株)かまくらや

アーカイブは農林水産省ホームページで公開中

農業経営・就農支援センター

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が「農業を担う者」を幅広く対象とし、就農・参入から経営発展についてきめ細かなサポートを実施する体制として「農業経営・就農支援センター」を整備。
- 当センターは、就農等を希望する者からの相談に対応し、希望者のニーズに応じた就農・参入先市町村等を提案、紹介することで、円滑な就農を支援するとともに、農業者からの農業経営の法人化や継承などの相談に対応して課題解決に向けた指導・助言を実施。

農業経営・就農支援センターの機能を担う体制の整備

都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（農業経営・就農支援センター）としての機能を担う体制を整備

①農業経営に関する援助（助言・指導等）

経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承、農業経営の法人化のために必要な助言・指導等

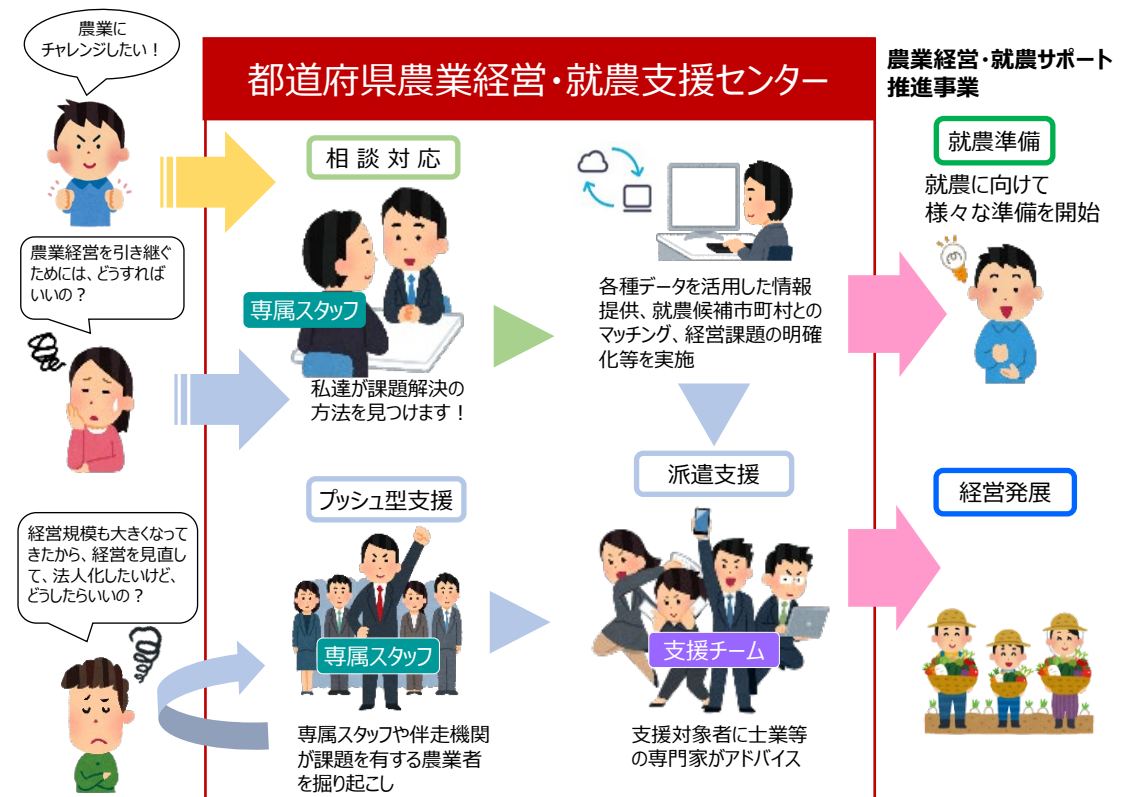
②就農等希望者に対する援助（相談対応・情報提供等）

就農等希望者などからの相談への対応、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の収集・提供等

③希望に応じた市町村等の関係者への紹介・調整

関係者から提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、必要な調整等

農業経営・就農支援センターによる支援



<対策のポイント>

将来の受け手が位置付けられていない農地を引き受けやすくするため、農地中間管理機構（農地バンク）の活用により、当該農地の集約化、大区画化によって農業団地の整備を行うとともに、国・都道府県・市町村が連携した地域外からの担い手の参入促進の取組に係る支援体制の構築、担い手不足の地域と担い手とのマッチング、担い手による機械の導入等を支援します。

<政策目標>

○販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア拡大（9割〔令和12年度まで〕） ○担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>

農地を集約化し農業団地を設定

将来の受け手のいない農地の集約化

- ・市町村のほか、都道府県、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等が協力して、地域計画のブラッシュアップを行い、将来の受け手が位置付けられていない農地を集約化
- ・農業団地（担い手参入）エリアを設定
- ◇農地集約化促進事業
令和7年度補正予算額 8,000百万円の内数
- ◇地域外からの担い手参入促進緊急対策
令和7年度補正予算額 110百万円



基盤整備／地域外からの担い手誘致

農地等の基盤整備

- ・農地バンクを活用して集約化した農地を対象に、農業団地エリアを含め、①農地の大区画化、②草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、③水田の汎用化・畑地化、④農道の整備等を集中的に実施
- ・老木・廃農業用ハウス等の移設・撤去等
- ◇農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞
令和7年度補正予算額 103,479百万円の内数
令和8年度予算額 62,469百万円の内数
- ◇農地の耕作条件改善等
令和7年度補正予算額 12,500百万円の内数
令和8年度予算額 20,775百万円の内数



地域外からの担い手の誘致

- ・国・都道府県・市町村の担い手参入支援に関する連携体制を構築し、①農業団地（集約する受け手不在農地）、参入希望法人の情報の一元化②農業法人・企業参入フェア、現地視察、優良事例の分析等を実施し、担い手誘致を促進
- ◇地域外からの担い手参入促進緊急対策（再掲）
令和7年度補正予算額 110百万円
- ◇農業経営・就農支援体制整備推進事業
令和8年度予算額 600百万円の内数



機械等の導入促進

担い手への機械等の導入促進

- ・地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な機械の導入等を促進
- ◇地域農業構造転換支援事業
令和7年度補正予算額 12,286百万円の内数
令和8年度予算額 2,920百万円の内数



受け手不在農地が解消

地域外からの担い手参入促進緊急対策

令和7年度補正予算額 110百万円

<対策のポイント>

農業者の急速な減少が進展する中、地域農業を維持し、**将来の受け手がいない農地を解消するため**、都道府県・市町村と連携しつつ、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、**地域外からの担い手の参入を促進**します。

<政策目標>

- 販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア拡大（9割〔令和12年度まで〕）
- 担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

地域計画の実現に向けて、**将来の受け手がいない農地を解消するため**、都道府県・市町村と連携しつつ、**民間事業者の知見・ノウハウを活用して**、

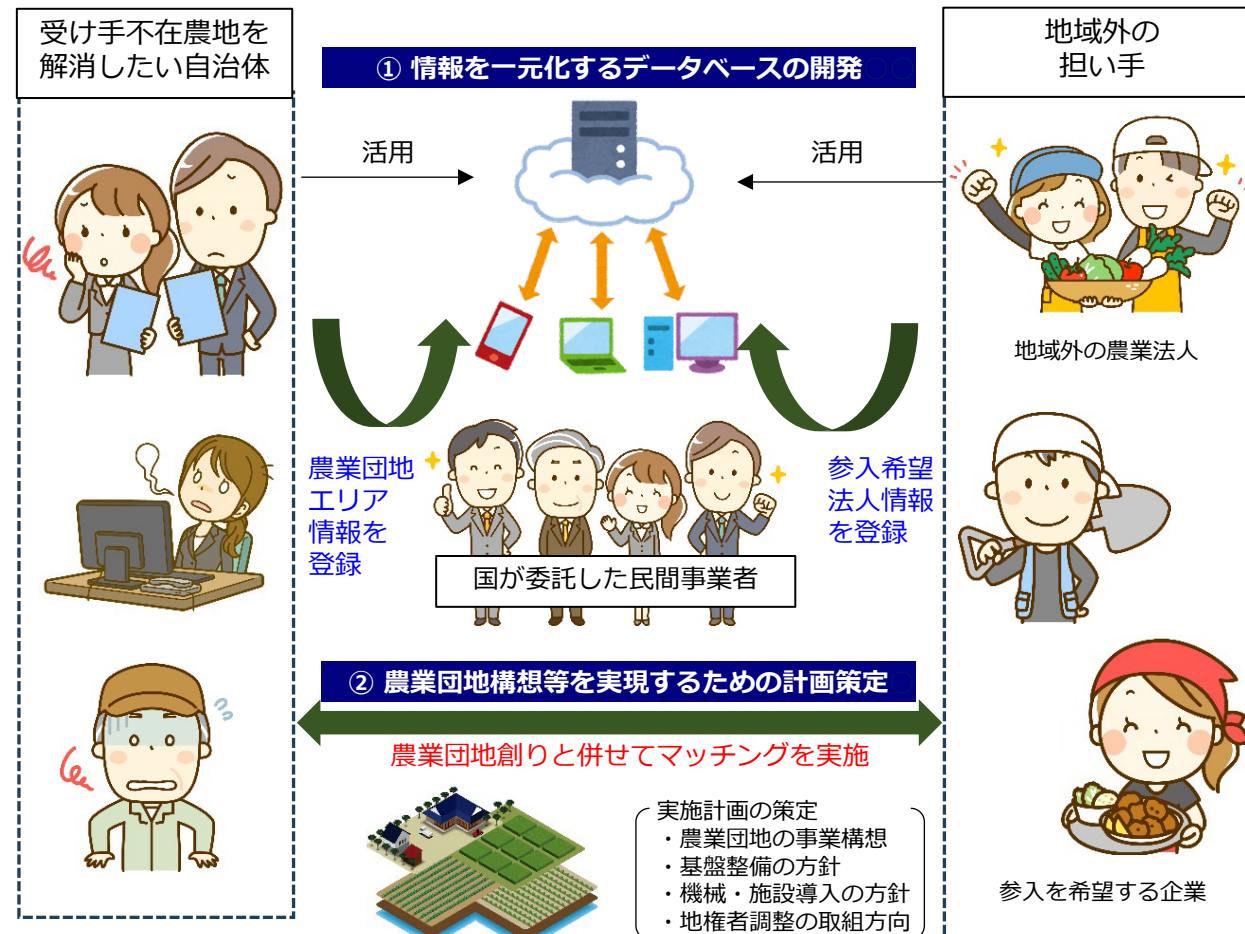
- ① **地域外からの担い手を誘致するための農業団地エリアに関する情報や農業参入を希望する法人に関する情報を一元化するとともに、**
- ② **農業団地エリアに係る事業構想を具現化するための実施計画の策定**

を通じて、**地域外からの担い手の参入を促進**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-2143) 2

農地の集約化等の取組の加速化のうち
農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和 8 年度予算額 4,644百万円（前年度 4,276百万円）
〔令和 7 年度補正予算額 8,000百万円〕

＜対策のポイント＞
地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借等を進めることで、農地バンクを活用した農地の集約化等の取組を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致するための取組を支援します。

＜政策目標＞
担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

＜事業の 内容＞

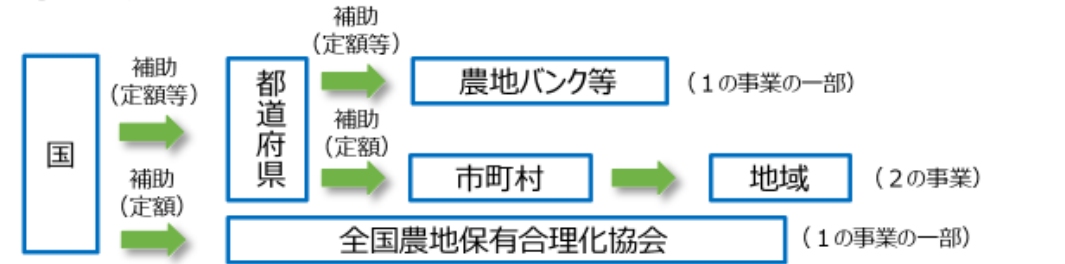
1. 農地中間管理機構事業 4,644百万円（前年度 4,276百万円）

農地バンクがリタイアする農業者の農地を借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員の配置等による事業推進など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

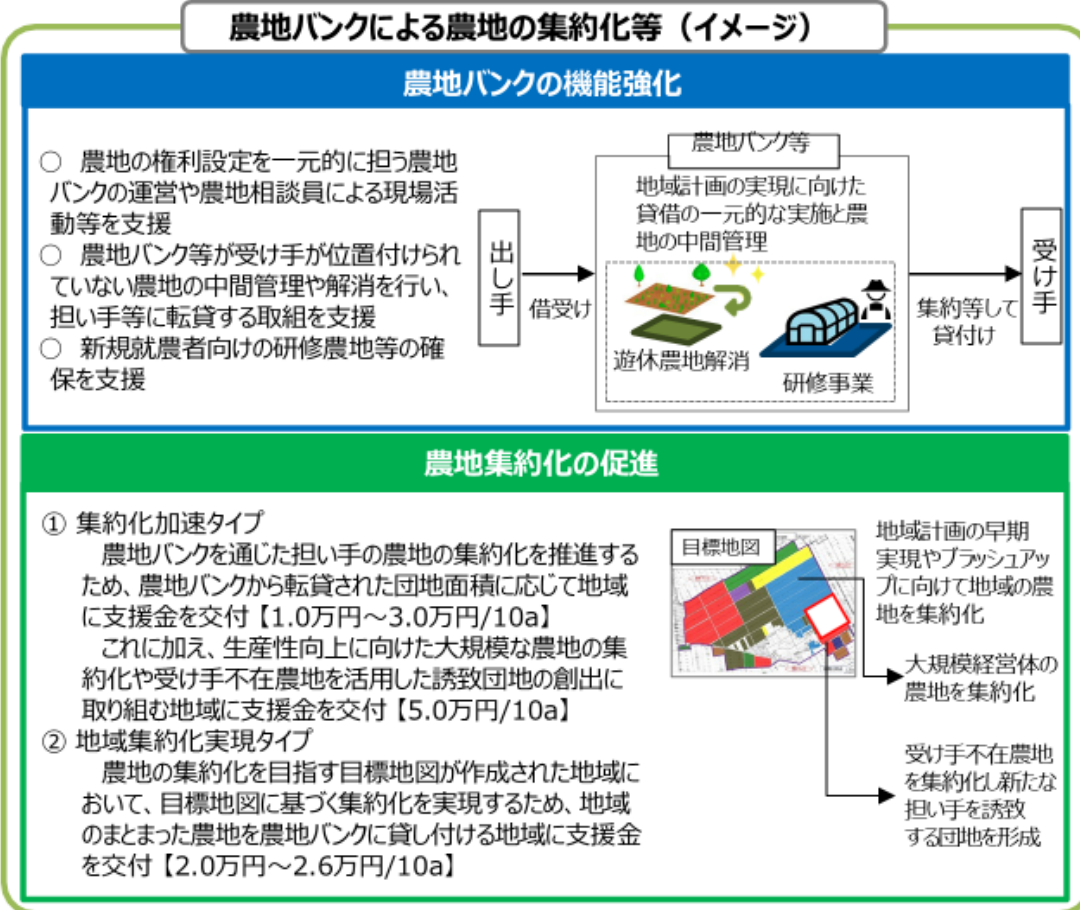
2. 農地集約化促進事業 【令和 7 年度補正予算額】8,000百万円

地域計画の早期実現に向け、農地バンクを通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取組を支援します。更に地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

農業競争力強化基盤整備事業のうち
農業競争力強化農地整備事業〈公共〉

令和8年度予算額
62,469百万円（前年度 67,763百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 103,479百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の 内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

3. 草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開に必要となる草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

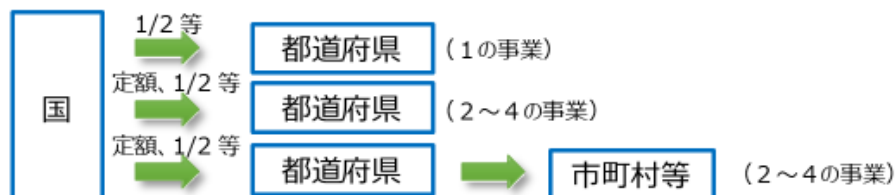


（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地

＜事業の流れ＞



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

〔お問い合わせ先〕

（1、2、4の事業）
（3の事業）

農村振興局農地資源課
畜産局飼料課

（03-6744-2208）
（03-6744-2399）

農地耕作条件改善事業

令和8年度予算額 20,275百万円（前年度 19,843百万円）
〔令和7年度補正予算額 10,000百万円〕

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕

農村振興局農地資源課

(03-6744-2208)

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

<事業目標>

- 水田の基盤整備（約9万ha）うち、1ha以上の大区画化（約6万ha〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。

【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、
暗渠排水 18万円/10a 等

※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

3. 大区画化等推進協議会の事務費

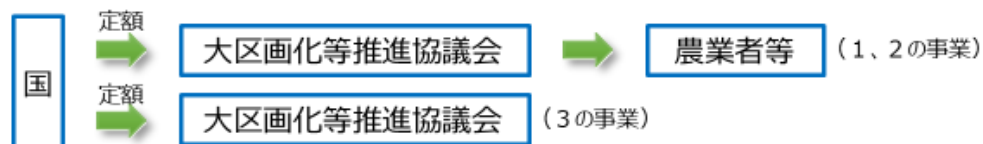
大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。

【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

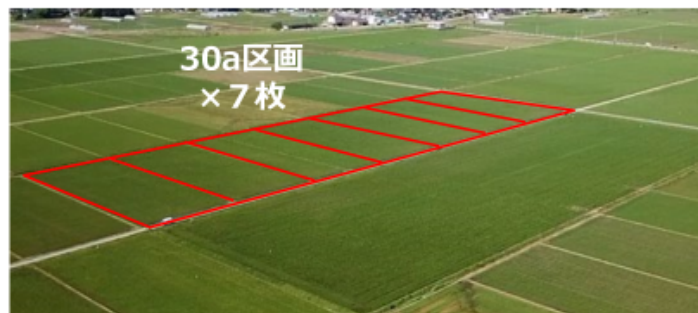
【実施要件】農地の区画拡大を実施すること

<事業の流れ>



<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備
により区画拡大



区画拡大イメージ



畦畔除去

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、＜ソフト＞交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年、＜ハード＞交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。

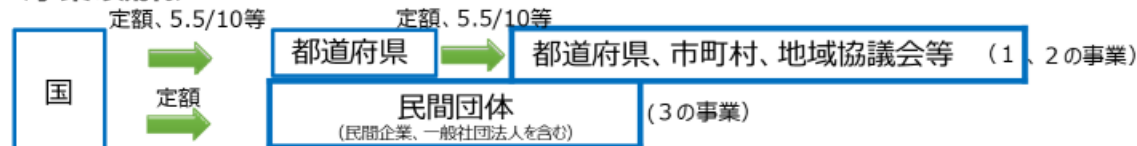
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



放牧

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【省力化機械の導入】



【蜜源作物等の作付け】

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【荒廃農地の解消】



【荒廃農地の支障物撤去】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

【お問い合わせ先】

農村振興局地域振興課

(03-6744-2665)

中山間地域等の実情に即した
土地利用構想を実現した

荒廃農地を解消し、
農山漁村地域を活性化

<対策のポイント>

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha〔令和5年度まで〕→麦32.8万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 畑地化支援

水田を畑として利用し、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の本作化に取り組む農業者を支援します。

2. 定着促進支援

水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援 (令和8年度単価)	2 定着促進支援 (令和8年度単価)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等)	7万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) (※ 加工・業務用野菜等の場合)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援
(定額 (1 協議会当たり上限300万円))

※ 借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

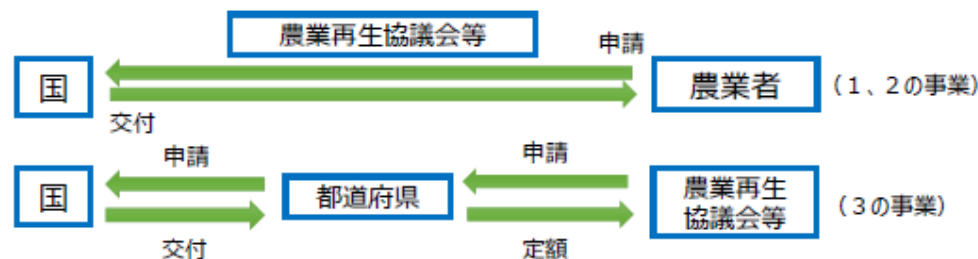
② 土地改良区決済金等支援

令和8年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援
(定額 (上限25万円/10a))



<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

担い手への農業用機械・施設の導入

令和8年度予算額 4,007百万円（前年度 1,986百万円）
〔令和7年度補正予算額 12,286百万円〕

<対策のポイント>

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<事業目標> [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援対策

2,920百万円

① 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に
必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

② 新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・
施設の導入を支援します。

- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
- 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- 成果目標 ※以下から選択
 - ・ 経営面積の3割又は4 ha以上の拡大
 - ・ 付加価値額 1割以上の拡大
 - ・ 労働生産性 3%以上の向上

2. 農地利用効率化等支援事業

1,087百万円

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要
な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）

- 補助率：3/10以内
- 補助上限：300万円等

<事業イメージ>

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、
地域が抱える課題が明確化

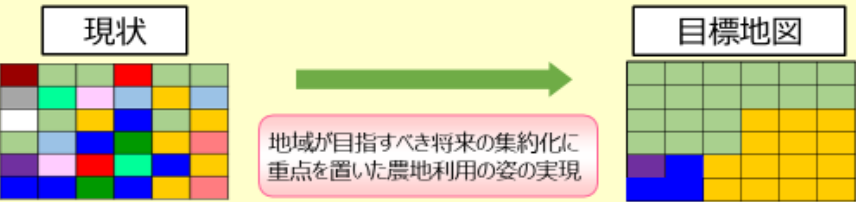
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要
な農業用機械・施設の導入を支援

<対象者>

地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、
市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

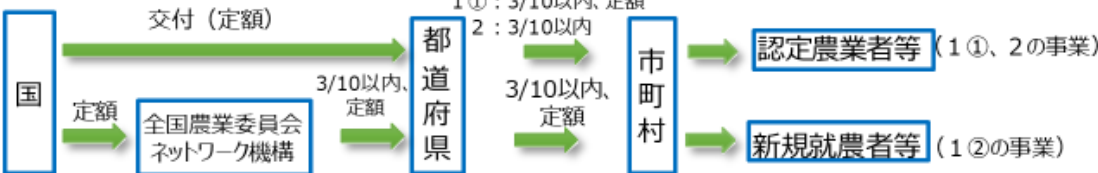
<対象地域>

地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が
現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること



地域農業の維持・発展

<事業の流れ>



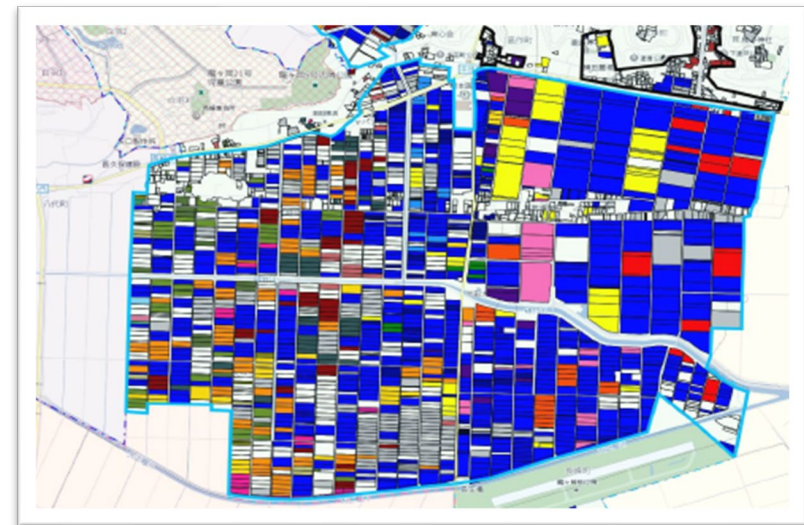
〔お問い合わせ先〕 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

6. 農業参入の事例

外部からの参入①（他集落・他市町村に拡大した農業法人の事例）

1 有限会社Y（コメ） / 農地所有適格法人【茨城県】

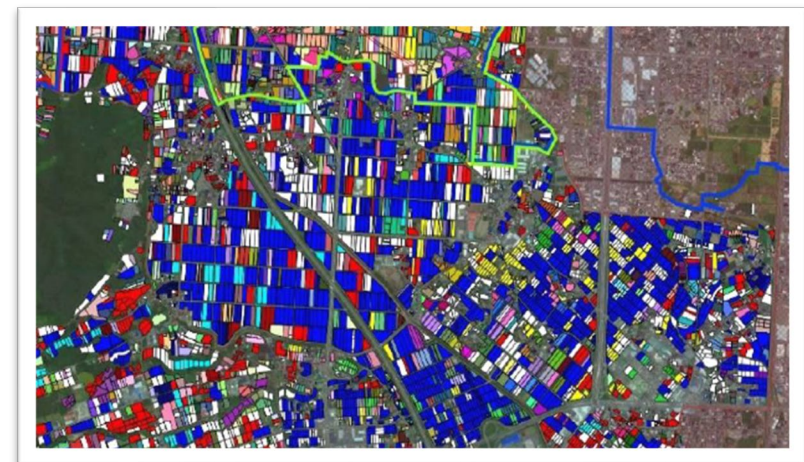
- 規模拡大に伴い、**隣の市までほ場を拡大**。平成8年に法人化し、約180haで水稻栽培を行う。
- 農地の集積・集約化のほか、スマート農業技術の導入により**コスト削減を推進**。
また、品種や栽培方法を組み合わせることで、作期をずらし、**1台のコンバインですべての収穫を行う手法を展開**。



同一市内の他集落にも拡大

2 農事組合法人T（コメ・果樹等） / 農地所有適格法人【岩手県】

- 農家の減少に伴い、旧村単位で設立し、**複数集落での生産体制を構築**。平成19年にT営農組合として設立し、平成25年に大字単位で集落組織を再編した上で、法人化（1集落平均は農家戸数64戸・水田面積82ha）。
- M市T地域を対象とした**加入組員農家戸数926戸・経営面積908ha（令和6年度）**で、広域の集落営農組織として、農産物の生産・販売や6次産業化、農地の管理・利用集積などを実施。



同一市内の他集落、他町にも拡大

外部からの参入②（県外に拡大した農業法人の事例）

1 株式会社N（果樹ほか） / リース法人【青森県、静岡県、群馬県など】

- **青森県でのリンゴ生産**に始まり、**静岡県、群馬県等で多品目の生産を展開**。平成28年に設立し、リンゴをはじめとして生産から販売まで一気通貫で行う体制を構築。
- 収穫量を増やす栽培方法や海外の最新農業機器の導入と共に、大規模な園地の運営により、**生産効率の向上を実現**。



2 株式会社S（トマト、レタスほか） / 農地所有適格法人【山梨県、岩手県など】

- **山梨県で露地野菜の生産**を開始し、**岩手県、兵庫県等にも進出し、施設野菜を生産**。
- 平成16年に設立し、露地野菜0.5haからはじめ、平成25年には山梨県で総合商社と共同出資した法人による太陽光植物工場でのトマト栽培を開始し、現在は、**全国13か所（施設）まで拡大**。
2021年には静岡県で施設園芸の技術を生かして、リーフレタスの栽培を開始。



外部からの参入③（異業種の企業の事例）

- 異業種の企業が、農業と関わる目的や方法は様々あるが、①安定調達を図るための関係構築、②協業を進めるための出資関係の構築、③自ら農業参入することが主な取組内容となっている。

企業による農業との関わり方

＜関係性＞
浅い

◆市場や卸売業者などを通じた食品の原材料の調達

◆加工食品の原材料の供給元と需要先として、「安定生産」と「安定調達」を図るための関係構築

◆生産技術への助言、出荷の簡素化への協力等、本業から農業への「関与」の促進

◆農業と本業との協業を進めるための「出資関係」の構築

◆効率的な流通の実現や外食における自主的な産地表示の促進、有機農産物の活用による付加価値向上等、食品流通や外食を含む幅広い連携の取組

◆異業種の企業による農業への参入

深い

農業との関わり方ごとの取組事例

KR（株）【食品加工】

- ・生産者は、食品加工業者との契約栽培により安定した販売先を獲得。食品加工業者は安全安心な原材料を安定調達。
- ・食品加工業者は産地に向けて、栽培技術や新品種の開発や、契約主産地に担当者を配置し、生育状況を確認。

（株）KM【そば生産】

- ・設備投資や運転資金確保等のために、食品企業2社（農産物出荷先）から出資を受け、財務基盤強化及び契約栽培のより安定的な経営を実現。

KM（株）【食品加工】

- ・持続可能なお米の調達等を目的に、地元農家5名との共同出資により、合同会社N（農業法人）を設立。
- ・主食用米・加工用米のほか、高温耐性・多収量等の新品種の栽培や、直播等の新しい栽培方法に取り組み中。

（株）M【外食】

- ・生鮮野菜の安定調達のため、全国の契約産地と連携を強化。
- ・農地所有適格法人Mを地域の生産者と共同で設立運営。